

松村高夫著

『イギリス鉄道争議と裁判』

——タフ・ヴェイル判決の労働史』

評者：小笠原 浩一

1. 労働史研究の本流

イギリスの経営・労働の歴史を研究している誰もが、前世紀転換点に起こったタフ・ヴェイル鉄道争議とタフ・ヴェイル判決がこの国の労使関係史における最も重要な出来事の1つであることを知っている。そして、いつかは、ウェブやクレグなどの古典的通史に描かれている解釈を検証すべく、この出来事の詳しい内容とその豊富な教訓を分析したいと想い続けてきた。

労働貴族論争の最高峰といってよい名著The Labour Aristocracy Revisited (1983) ですでに労働史研究の第一人者として不動の評価を得ているTakao Matsumuraが、ウォリック大学現代資料センター所蔵のタフ・ヴェイル事件関連資料の分析に入っているというニュースが学界に流れてきてからすでに20年以上を経ている。「待望久しい」とはまさに本書の刊行を言うのであろう。本書は、タフ・ヴェイル争議ならびに判決についての初の単独研究書であり、おそらく現段階で入手可能な当事者資料のほぼ全てを駆使して、従来やや曖昧であった20世紀初頭のイギリス労働史の構図と労働史研究の方法的視点の改鑄にいくつかの重要な示唆を提供している。

この書評では、本誌が社会労働問題の専門誌であるということを考慮して、評者が後進として本書に学ばせていただいた点を労使関係史研究領域に限定して述べることにし、本書の論旨・内容そのものについても、紙幅の関係もあり、評論に必要な範囲に限定して紹介するにとどめさせていただく。

2. 方法的な特徴

本書は、合同鉄道従業員組合(ASRS)という産別組合が1901年に実施した信号手の配置転換の撤回や労働条件改善を掲げたストライキにまつわるASRSのインサイドストーリーと、このストライキに対してタフ・ヴェイル鉄道会社が起こしたASRSを名宛人とする損害賠償請求訴訟ならびにスト中のピケティングを指導した2人の組合指導者を名宛人とする損害賠償請求訴訟の労働史上の意義について分析したものである。すでに公表されてきた論文をもとに、「序章 イギリス労働史におけるタフ・ヴェイル判決」「第1章 タフ・ヴェイル鉄道のストライキ」「第2章 ストライキ終結以降の運動」「第3章 裁判の展開過程」「第4章 タフ・ヴェイル判決に対する反対運動」「終章 ASRSにみるソーシャリズムとリベラリズムの相克」の各章に編成されている。一見して、ストライキ分析と裁判分析の二部構成であるかのようであるが、実は、裁判の分析も労働社会学的な視点でおこなわれており、全体として、イギリス労働史におけるその画期性をめぐって未だに評価の定まらない一大事件に関して、動的な解析を加えた手堅い実証の仕事となっている。

本書の方法的な特徴は、つぎの3点にあると思われる。

第1は、歴史のある断面を、発見された同時代の資料に即して忠実に読み取り、当事者の息遣いまで感じられるような構図として描ききる

という、労働史研究に固有の方法論を体現した作品だという点である。本書で分析の対象となっている資料は、タフ・ヴェイル訴訟で最終的に敗北し、損害賠償責任を課せられたASRS（後のNUR）が、長年にわたり継承保存し、最終的にウォリック大学に寄託された膨大な分量の裁判関係資料と、パブリック・レコード・オフィスに所蔵されているタフ・ヴェイル鉄道株式会社の当時の取締役会議事録等の経営資料である。評者も前者資料をかつて一部参照したことがあるが、最も詳細な部分ではストライキの経過を数十分の単位で追跡することすら可能な第1級の資料群である。

労働史研究も歴史研究である以上、後世に生じた疑問や今日的課題を解くために過去を解析・解釈するという側面を拭い去れないが、労働史研究の方法的な特徴は、過去のファクトを今日の思考様式とリテラシーを用いて操作的に解析するのではなく、同時代の活きた概念とリテラシー構造を（その意味では当事者の主観に描かれる論理を）ありのままに計測・把握する点にある。イギリス労働史はそのような方法的個性を主張することで、教条的・法則主義的な歴史解釈から脱却することができた。それはまた、良質な史的資料に、偶然の要素も手伝って出会うことで、はじめて可能になる作業であろう。本書は、そのような方法論を美的に披露してくれている*。

第2の特徴は、副題にあるタフ・ヴェイル判決の「労働史」を描くにあたり、労働争議の一方の当事者であるASRSの組織ガバナンスにかかわるリーダーシップの錯綜の分析を重視している点にある。中央（この場合、ASRS本部総書記リチャード・ベル）と支部（ウェールズ地方オルグのジェームス・ホームズ）、争議を指導する支部役員と一般組合員の動向、労使関係の基本的なあり方をめぐる構想の対峙、南ア戦

争に伴う石炭需要逼迫下で発生したストライキと公共利益との調整や経営の思惑への協調をめぐる判断の齟齬、判決後の反対運動の進路や立法制定をめぐる自由労働派とソーシャルストとの対立・競合の関係といった、複層的な組合組織ガバナンスのダイナミズムが分析に付されている。組合組織内部のガバナンスのダイナミズムが孕む外部要因との戦略関係も分析されている。したがって、本書は、実質的には、前世紀転換期に、労働組合が、労使関係システムの制度要素として自立する決定的に重要なプロセスのポリティクスを描いた「労働史」である。

第3の特徴は、自由労働派のベルとソーシャルストのホームズという2人の異なる特性をもった運動リーダーに代表させる形で、イギリス労働党結成前夜のリベラリズムとソーシャルリズムの具体的な戦略・構想関係を分析している点にある。リベラリズムならびにソーシャルリズムを20世紀初発における「労働」の構想をめぐって競合する言説として分析に付すことで、結果として、イギリスにおける「労働」の自立のメカニズムを具体的に描き出すという絶妙な技法がそこに見られる。

3. 研究史にもたらしたもの

本書が研究史にもたらしたものは多岐にわたるが、イギリス労使関係研究への貢献という点に限定して、2点述べさせていただくこととする*。

1つめは、20世紀初頭に顕在化する労働組合運動と労働党とのリエイゾン体制の解釈に関連する。イギリス労働組合会議（TUC）は1868年に歴史に登場する。労働党の結成は1906年であり、その後、労働党が、自由党に完全にとって代わって労働の利害を政治的に代表するようになるのは1918年のことである。少なくともタフ・ヴェイル判決までは、TUCの公共政治空間

への表出はリベラリズムの軒を借りる形でおこなわれてきた。デイビッド・ハウエルの『イギリス労働者と独立労働党1888-1906年』やキース・レイバーンとジャック・レイノルズの『リベラリズムと労働の隆盛1890-1918』がすでに描いているように、「労働」の論理を単一に表現する「レイバリズム」なる概念は、少なくとも1906年までは存在しなかった。

労働組合運動内部における自由労働派とソーシャリズムとの対峙・共鳴、反発・融合のダイナミズムがイギリス特有のレイバリズムを醸造させる原動力となったと解釈すれば、本書は、その決定的な契機がタフ・ヴェイル鉄道争議ならびに判決にあったことをはじめて実証したことになる。

2つめは、労使関係システムの成立についてである。労使関係システムの生成をいつ頃とするかは未だにイギリス労使関係史研究の未解決の問題である。ヒュー・クレッグはアラン・フランダースとの古典的共著『英国労使関係システム』の改訂にあたり、いわゆる団体交渉の成立という基準では1830年代初頭が、また職場分散的な賃金交渉の広がりという点では1950年代から60年代が、イギリス労使関係のシステム化を語るに重要であると示唆している。アラン・フォックスはシステムの生成は1850年代から80年代にかけてとしている。キース・バージェスやクリス・ウィグレイは1870年代の労働組合法の枠組みの形成を重視する。フォックスの『歴史と伝承：イギリス労使関係システムの社会的源泉』（1985年）を最後に、労使関係研究の一般的な後退も手伝って、システムの起点という論点は放置されたままになっていた。

労使関係が社会のサブシステムとして制度化するには、集団的な労使自治の規範が公共制度化されることとサブシステムの円滑な運行を公共の利益の枠組みに内在化させる調整メカニズ

ム（とくに労働争議調整制度）の自立が重要となる。タフ・ヴェイル判決は、労働組合の組織としての法的主体性を認めることで、公共制度化に道筋をつけようとした。その後の1906年労働争議法は、皮肉にも裁判所の意図とは異なる論理で、すなわち、労働組合は自由な個人の任意の集合体以上の法人性は持たず、その意味ではイギリス社会の個人主義的市民主義は集団的労使関係についても貫かれるが、労使関係と公益との関係は1896年調停法の任意主義的介入を通じて国家の責任として調整が図られるという論理で、集団的労使関係の公共政策的な自立、しかも、集団的自由放任主義というイギリス特有の公共規範に基礎づけられた自立を促すことになった。本書は労使関係システムの歴史的起点問題を直接の射程に入れたものではないにもかかわらず、結果として、タフ・ヴェイル事件を契機とするイギリス労使関係システムの公共制度的自立の経緯と論理を刻出するものとなっている。

4. おわりに

最後に、著者はイギリス労働史研究の重鎮のお一人である故ロイドン・ハリソン先生の愛弟子でいらっしやる。経験談になり恐縮だが、著者のご紹介で初めてハリソン先生のオフィスにご挨拶に伺ったおりに、浅学厚顔の評者に「タカ・マツムラ」の仕事が出版されるから読みなさいと助言されたことを鮮明に思い出す。ハリソン先生は、親近の情を込めて松村先生を「タカ」とお呼びになっておられた。また、当時ウォリック大学図書館の最下層にあった決して広いスペースとは言えない現代資料センターの長机の向かいで、故ヒュー・クレッグ先生が『1889年以降のイギリス労働組合史』第2巻の執筆準備に、咳き込み癖を繰り返しながら、すでに第1巻で取り上げ済みのタフ・ヴェイル判決

に関連する資料を点検されていたことを懐かし
く思い出す。

労働史研究は、活きた労働のエヴィデンスを
細密画のようにつなぎ合わせ、重厚な実証体系
を提示することで制度主義的な歴史解釈を改鋳
しようとする意欲に満ちた、しかしゴマメの歯
軋りのような力仕事である。過去20年余り、旧
ウォリック大学社会史研究センターに学んだも
のの多くが、経営戦略・労使関係戦略研究や仕
事組織研究などの領域へとウイングを拡げるな
かで、本書は、最盛期のウォリック労働史研究

の正統な格調を生々しく再現してくれている。

* 歴史研究の方法ならびにイギリス労働法史の解釈
という点からの書評として『社会経済史学』誌（掲
載号未定）に別評を準備しているの、参照願いた
い。

（松村高夫著『イギリス鉄道争議と裁判—タ
フ・ヴェイル判決の労働史』ミネルヴァ書房、
2005年3月、xiv+239+42頁、定価6000円+
税）

（おがさわら・こういち 東北福祉大学
感性福祉研究所）

法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 * 価格は定価(税込)
☎075(791)7131 FAX075(721)8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

ドイツで働いた 日本人炭鉱労働者

森 廣正著

A5判 / 248頁 / 3990円

一九五七年から六五年まで
に四三六人の日本人炭鉱労働
者がドイツの炭鉱に派遣さ
れた。派遣にいたる経過
と派遣状況の全体像、中止
後の動向を文献・資料、聞き
取り調査により検証。「労働
力の国際移動」の今日的
な意味を考える。

第1部 研究経過と本書の構成
1 ドイツで働いた日本人炭鉱労働者
2 日本人炭鉱労働者派遣に至る経過
3 炭鉱労働者の派遣状況〔第1次計画〕
4 第1次計画の復活と第2次計画
5 日本人炭鉱労働者のその後
6 ドイツに帰国した人々
7 日本の年金受給問題
終 7 ドイツの外国人炭鉱労働者

戦後日本社会福祉論争

真田 是編
●3045円

79年刊行の書の復刻本。戦後から70年代までの社会福祉の本質をめぐる論争を、実践的なかかわりの中で整理。理論と実践の在り方を提示し、両者間に乖離がみられる現在の状況に今なお多くの視点を与える。

イギリス社会保障の史的研究Ⅴ

檉原 朗著 ●20世紀末から21世紀へ

●13650円

ブレア政権下の社会保障制度の実態とその背景・思想を丹念に解明。「福祉から就労へ」という政策のもとに進む国民保健サービス、コミュニティ・ケア、年金改革、家族・就労政策を展開。社会的排除にも論及。

戦後「措置制度」の成立と変容

北場 勉著

●6300円

社会福祉基礎構造改革により変化したといわれる社会福祉サービス供給体制。「措置制度」の概念・範囲を明らかにし、基本理念を抽出することで、その本質的部分のどこがどのように変わったのかをさぐる。